

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 皆様、こんにちは。厚生労働省の福田でございます。定刻より少し早いところではございますけれども、皆さんおそろいのようなので、ただいまから第17回「成年後見制度利用促進専門家会議」を開催させていただきたいと思っております。

皆様、大変お忙しいところをお集まりいただき、どうもありがとうございます。

本会議の取扱いでございますけれども、こちらの会場とウェブ会議システムを併用したハイブリッド型での開催となっておりまして、こちらの会場の様子についてはライブ配信により一般に公開しております。

また、本日、会場の皆様の卓上にマイクを置かせていただいておりますけれども、スイッチのオン・オフをしなければならないタイプになってございますので、御発言される時にはオン・オフの切替えをお忘れのないようよろしくお願いいたします。

これ以降、録音・録画につきましてはお控えいただくとともに、報道関係者におけるカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、これ以降の進行につきまして、菊池委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菊池委員長 皆様、こんにちは。本日も大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

まず本日の出欠ですが、瀬戸委員、野澤委員の2名の方が御欠席です。

また、久保委員、住田委員が遅れての御参加と伺っております。

さらに、本日、太田委員の代理として、愛知県豊田市副部長の近藤洋様、それから河野委員の代理として宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室長の廣池修次様、込山委員の代理として静岡県小山町住民福祉部介護長寿課長の杉山則行様に御出席をいただいておりますが、お認めいただけますでしょうか。

(委員首肯)

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

前回に引き続き、今回も中間検証に向けた意見交換を行わせていただきます。本日の議題はお配りした参考資料10のとおり、地域連携ネットワークづくり、適切な後見人等の選任・交代の推進等、担い手の確保・育成等の推進、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進などについて御議論いただきたいと思います。

それでは、まず関係省庁等から、厚生労働省、法務省、最高裁判所の順にそれぞれ5分以内で御報告をいただき、その後、一括して委員の皆様からの御意見を伺わせていただきます。

また、残りの時間があると思いますので、二巡目の御意見を伺う時間も設けさせていた

だきたいと考えてございます。

それでは、厚生労働省からお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 厚生労働省でございます。

まず資料１－１、成年後見制度の利用促進に係る当省の取組状況について御説明をいたします。

２ページになります。

当省から二期計画の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「担い手の確保・育成等の推進」など、ハイライトをつけた事項に関する取組状況等を御報告させていただきます。

５ページになります。

地域連携ネットワークづくりに関する取組の概要をお示ししております。中核機関の整備、市町村計画の策定等を進めるために研修の実施や相談窓口の設置、体制整備のための補助事業などを実施しているところです。二期計画では新たに都道府県の機能強化を求めていますので、都道府県の取組を推進する事業も実施しております。

６ページになります。

体制整備の考え方を浸透させるために、令和元年度以降、市町村・中核機関、都道府県等の職員や専門アドバイザー向けに各種研修を実施しております。受講状況は資料に掲載のとおりとなっております。

７ページになります。

令和２年度以降、体制整備や困難事案等に関する個別相談窓口を設置しております。直近１年間で176件、相談者は中核機関、相談内容は体制整備に関するものが最も多くなっております。

８ページになります。

令和２年度からポータルサイト「成年後見早わかり」を運営しておりまして、情報発信や研修資料等を提供しております。

昨年度の閲覧数は276万回でありまして、活用いただいているものと考えております。また、都道府県や社協の職員等の情報交換のために、交流会なども開催をしているところでございます。

９ページになります。

体制整備を推進するための補助事業の概要です。中核機関未整備の市町村の立上げ支援や、整備済みの市町村に対する機能強化の支援を行うとともに、都道府県による市町村支援機能強化のために都道府県に対しても補助を実施しているところでございます。

10ページ、11ページはその中核機関の整備状況になりまして、お示ししている資料は令和５年４月１日時点で約６割の市町村が整備済みという状況でございますが、現在、令和６年４月１日時点の整備状況を集計中でありまして、まだ速報値ですけれども、今年度中に約75%の市町村で整備済みとなる見込みとなっております。

12ページでございますけれども、中核機関整備済みの市町村におきまして「地域連携ネットワークの支援機能」と、機能強化のための体制づくりに関する取組状況を整理したもののになります。

相談支援についてはおおむね取り組まれており、権利擁護支援チームの形成支援の取組も進んできたものと考えておりますけれども、権利擁護支援チームの自立支援の取組の進展には課題があるものと考えております。

それから、今後の対応については14ページ以降にお示しをしております。

8月に開催されました第3回地域共生社会の在り方検討会議におきましては、中核機関の位置づけや新たな意思決定支援等の権利擁護支援策について御議論いただきました。会議資料の抜粋と、構成員の意見要旨を掲載しております。

また、このときの会議資料には前回の専門家会議でいただいた委員の皆様の御意見も盛り込んだところでございます。

24ページになります。

担い手の確保・育成についてです。「市民後見人の育成」についてはこの間、基本カリキュラムの改定や養成研修修了者の活躍の推進方策の検討を行ったところです。また、「法人後見の担い手の育成」につきましては、令和4年度に都道府県による法人後見養成研修推進のための事務連絡を発出し、令和5年度より地域生活支援事業費等補助金の対象に、都道府県による法人後見養成研修事業等を追加しているところでございます。

25ページから28ページに関連資料を追加しております。

30ページになります。

市町村長申立てについては、令和5年に市町村長申立ての適切な実施等に関する事務連絡を発出し、参考となるマニュアルや取組事例集等も周知したところです。本年3月の全国担当課長会議においても、改めて周知を行ったところです。

また、申立て業務の実務能力の向上のために、都道府県による研修等を推進するための補助事業も実施しております。

31ページは成年後見制度利用支援事業について、先ほどの事務連絡において市町村長申立て以外の本人や親族、また生活保護以外の低所得者による申立ての費用や報酬、後見等監督人選任の場合の報酬といったものも含むことについての検討を依頼し、また全国担当課長会議等においても改めて周知を行ったところです。

32ページから35ページに、参考として事務連絡と予算事業を付けております。

最後のテーマになりますけれども、37ページの「行政計画等の策定の推進・都道府県の機能強化」についてでございます。

市町村計画は、令和5年4月1日時点で約7割の市町村で策定済みでございます。こちらも令和6年4月1日時点の策定状況を集計中でございますが、今年度中に約8割の市町村で策定済みとなる見込みとなっております。

39ページ以降は都道府県に関するKPIの取組状況でありまして、資料のとおりとなっております。

おります。

駆け足ではございましたけれども、厚生労働省からの報告は以上となります。

○菊池委員長 それでは、次に法務省からお願いいたします。

○波多野参事官 法務省民事局でございます。

法務省民事局からは、第二期基本計画におきまして、国は、後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどといった指摘があること等を踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討の際、報酬の在り方についても検討を行うとされている点につきまして、まず資料 1－2－1 に基づきまして民事局から取組について説明したいと思います。

2 ページを御覧いただければと思いますが、成年後見制度の見直しに向けた検討の際、報酬の在り方についても検討を行うとされておりますので、まず成年後見制度の見直しに向けた検討の状況について改めまして簡単に御説明いたしますと、資料の中ほどに記載しておりますように、本年 2 月、法務大臣から法制審議会に対して成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、新設されました法制審議会民法（成年後見等関係）部会におきまして、本年 4 月以降、成年後見制度の見直しに関する調査、審議が行われている状況でございます。

部会では本日現在までの間に 8 回の会議が開催されておきまして、制度の見直しに関する一読目の検討と、参考人からのヒアリング等がされたところでございます。

次の 3 ページ目を御覧いただければと思いますが、成年後見制度の見直しに関しましては様々な検討テーマが考えられるところでございますけれども、成年後見人等の報酬の在り方につきましてもその一つとして資料の下方に記載しております。部会におきましては、制度の見直しに関する一読目の検討の中でも、成年後見人等の報酬の規律が取り上げられ、議論がされていたところでございます。

今後につきましても、引き続き部会におきまして、成年後見制度の見直しに関する調査、審議が行われる予定でございまして、その際に、成年後見人等の報酬の在り方についても議論がされる予定でございます。

民事局からの説明は以上でございます。

○本田参事官 法務省大臣官房司法法制部でございます。私のほうからは、成年後見における民事法律扶助の活用 of 検討状況について御説明さしあげたいと思います。

お手元の資料の 1－2－2 を御覧いただければと思います。

現在、検討しておりますのは、法律専門職である後見人が弁護士等に依頼する場合に代理援助の利用を認めるべきか、ということでございます。

検討状況でございますが、まず検討を進める上での課題につきましては、これまでワーキンググループなどでも御説明しておりますとおり 2 点ございます。そのうち本日は、他の弁護士等に依頼して代理援助を利用することの要否・当否に絞った形で御説明いたします。

ここでは「検討状況等」の一番下の青いところにございますとおり、成年後見制度の在り方を踏まえつつ、どのような事情があれば他の弁護士等に依頼して代理援助を利用する必要があると認められるか、民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲でその利用が許容される場合とはどのような場合かというところを検討中のございます。

より具体的に申し上げますと、現在の検討のポイントといたしましては、民事裁判等手続には、例えば、破産や損害賠償、家事など、様々な事件の類型がございますが、そのうち、どのような事件類型について代理援助の利用を許容し得るか、また、被後見人等の資力状態にも、例えば生活保護を受給中ですか、様々な程度がございますが、どの程度のものであったときに代理援助の利用を許容し得るかなどの点でございます。

また、運用の在り方、すなわち代理援助の利用を認めるべき事案を的確に選定し、かつ不適切事案に代理援助の利用を認めることがないようにするために、どのように制度を運用すべきかということにつきましても、引き続き検討する必要がございます。

これらにつきまして、法テラス、日本弁護士連合会、最高裁判所の方々と打合せ等を重ねているところでございます。検討・議論中のございますので、議論の経過をつぶさに御説明はいたしません、具体的な事案を見たときに、類型化することに困難があるなどの御意見も頂戴しておりまして、適切に御利用いただける方策を、皆様のお知恵を拝借しながら検討しているところでございます。引き続きそちらを継続してまいります。

司法法制部からは以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、最高裁判所からお願いいたします。

○向井第二課長 最高裁家庭局から報告をさせていただきます。

まず1枚目のスライドをお願いします。

昨年度、地域連携ネットワークワーキング・グループで行われた後見人に関する苦情等に対応する関係機関連携フロー（案）の試行について、裁判所は今スライドでお示ししているような協力をいたしました。

次をお願いします。

試行の結果はこのスライドに書いてあるとおりですけれども、市町村・中核機関、専門職団体、家庭裁判所といった各関係機関が連携し、お互いの機能・役割をかみ合わせつつ、地域全体としてどのような解決を図ることが最も本人のためになるかという観点から、対応を検討していくことが重要だと考えられます。

次をお願いします。

関係機関が連携していくためには、それぞれの機関の役割・機能を互いに理解し、できることをそれぞれ行っていくということが重要となります。

スライドにあるとおり、第二期計画では福祉・行政等と家庭裁判所の役割についてこのように明確化されています。

次をお願いします。

本人中心の支援につなげるためには、福祉・行政等による支援機能により、①本人の意向や本人の置かれた状況に応じて必要な支援が何かを明らかにし、地域の実情に応じた様々な仕組みが検討された上で、必要な場合に成年後見制度が選択されること、②権利擁護支援チーム内で期待される役割や本人との相性等を踏まえて後見人候補者が調整されること、③申立時から将来の交代の可能性を含めた検討がされ、交代のタイミングやプロセスがきちんと共有されていることが必要となります。

後見人の選任は裁判事項であり、家庭裁判所は提出された資料に基づいて中立・公平に判断する立場にあるため、こうした受任のための調整を担うことはできません。

また、家庭裁判所は解任権等の判断作用を背景に後見人を監督する機関ですので、後見人に解任事由が見当たらず、辞任の申立てもない中で、後見人に辞任を促したり、後見人を交代させるために調査権を発動するというようなことはできず、後見人の交代に関して家庭裁判所がイニシアチブを取るということはありません。

もっとも、申立前における福祉・行政等の支援・調整と、家庭裁判所の選任の判断が適切にかみ合っていれば、①選任後の本人を中心としたチーム支援につながりますし、②制度利用の必要性の検討や後見人の役割についての理解が十分ではないことに起因する苦情を生じさせないための土壌も培われていくと考えています。

現在、各地の家庭裁判所では福祉・行政等における支援や調整について理解を深めるための取組として、受任者調整会議の見学が行われています。こうした取組の積み重ねによって、家庭裁判所が福祉・行政等による支援や調整の結果を十分に考慮して判断することにつながっていると考えています。

次のスライドをお願いします。

他方、後見人に解任事由がうかがわれる場合には、家庭裁判所が適切に監督機能を果たすということになります。この点に関してはスライドに書いてありますとおり、身上保護や意思決定支援に関する事情も適切に把握できる報告書式等が来年の4月から運用が開始される予定です。これにより、解任権等の判断作用を背景に後見人を監督するという家庭裁判所の役割を、より適切に果たすことができるようになると考えています。

身上保護事務や財産管理事務の評価についても、引き続き全国の家庭裁判所で協議を進めているところです。

次のスライドをお願いします。

後見人の適切な選任、交代を推進し、家庭裁判所がその機能を十分に果たすためには、福祉・行政等と家庭裁判所の適時・適切な連絡という観点が重要です。この点に関する第二期計画の記載はスライドに書いてあるとおりですけれども、後見人の不適正・不適切な事務に関して関係機関からどのような情報を寄せていただくことが適切かということについても、今後裁判所内部で自主的・自立的に検討を深めていきたいと考えております。

ところで、福祉・行政等と家庭裁判所との「適時・適切な連絡」とは、双方向の情報共有の実現を指すと考えております。

家庭裁判所では、①本人に対する支援体制が整っていないことを理由に、各専門職団体において受任を断られ、1年以上も後見人が見つからないという事案や、②親の財産で生活していた子が、親の成年後見制度の利用を契機に生活に困窮するなどして、家庭裁判所に何回も連絡してくるような事案、いわゆる8050問題に関する事案もしばしば見受けられます。

中核機関の設置を含め、相談窓口が整備されているとは言えない地域では、家庭裁判所が支援を必要とする本人やその家族を地域のどの窓口につなげばよいかが分からない場合があります、その場合には本人や家族の孤立は解消されないということになります。

本人だけでなく、その家族の有する課題も含めた支援方針が適切に検討され、支援体制が構築された上で成年後見制度の申立てがされることが重要ですが、仮に支援体制が十分に構築されないまま申立てに至った場合でも、地域の相談窓口が明示されていれば、家庭裁判所による適時・適切な連絡や関係者への窓口案内によって、必要な支援体制の構築につなげることも可能になると思われます。

先ほど申し上げたとおり、関係機関が互いの機能・役割を理解し、一体となって取組を進めることで、より適切な成年後見制度の運用につながっていくものと考えております。最高裁としては、家庭裁判所における相互理解を基盤とする地域連携の取組を引き続き支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○菊池委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に対しまして委員の皆様から御意見、御質問を伺っていきたいと思います。いつもと同じですが、まずは会場の皆様、そしてオンラインの皆様の順番で、五十音順で指名させていただきますので、お一人4分以内でお願いいたします。4分経過時点で恐縮ですが、ベルを鳴らしますので発言をおまとめいただくようお願いいたします。

なお、いただいた御質問については後ほど関係省庁等から一括して御回答いただきます。そのため、御質問される場合は、質問であるということ、そしてどちらの省庁等に対する御質問であるかを明確になさって御発言いただけるようお願いいたします。

それでは、初めに青木委員からお願いいたします。

○青木委員 青木でございます。

参考資料の12のほうに本日、私の名義での意見書も提出をしております、詳しくはこれによるものですが、その概要を含めて御意見を申し上げたいと思います。

まず権利擁護支援の地域連携ネットワークについては3点、大きく言えばありまして、それぞれの機能ごとにやはり大きな課題がまだ残っていると考えています。相談支援機能につきましては、先ほど整備ができているという御報告がありましたが、実際には出張相談や専門相談等を実施している自治体というのは非常に少なく、窓口があるにとどまっているところが非常に多いと思っております。やはり本件は性質上、アウトリーチ的な相

談体制がしっかり整うということが重要でして、そのための実施体制をいかに整備するかということにフェーズを移していただく必要があると思っています。

もちろん、これについて様々な補助事業等も用意していただいています、例えば法テラスを使った出張相談や特定援助事業、あるいはオンラインでの相談等も用意されていて、様々なそういった制度も使いつつ、遠隔地も含めてしっかりと出張や専門家につなげる相談の整備というのは重要ではないかと思っています。

続きまして、適切な選任・交代に対して受任調整に関して本格的な取組は求められていると思っています。データからは、一定の受任調整がされているかのようなデータが集まっていますが、今年の2月にしました弁護士会等の調査によっては、実際には3分の1程度くらいしか受任調整会議を実施していないところがありまして、その中でも選任の基準とか、どのような基準ですするというノウハウや基準とか会議体の成立についてもまだまだ模索中でばらばらという状況にあります、ここについてしっかりとモデルや一つの考え方を示しながら体制整備を図る段階にきていると思います。

その意味でいいますと、研修等で触れられてはいますが、もう少し突っ込んだ形でのどういった受任調整会議が求められるかということを経後の2年間で取り組む具体的な手だてが要るのではないかと思います。

今後、法改正がありまして、必要性等が重要なものになっていくというのは、開始の段階でも終了の段階でも必要性やニーズをしっかりと把握しながら進めるという体制に期待されていることからいいまでも、この受任調整会議の体制が全国にしっかりと根づくことが、新しい制度が本当の意味で必要なときに使われ、必要がなくなったら終わるという制度に具体化されていくものという意味でも極めて重要な部分ではないかと思っています。

それに加えて、家庭裁判所も必ずしも中核機関と関わる事案だけが家裁に申し立てられるわけではないことを考えますと、家裁において選任に関する情報をどのように集約するかという形での中核機関と関わらない場合についての手だてというのも、専門職団体とも協議しながら検討を進めていただく必要があるのではないかと考えております。

柔軟な交代等につきましては、特に苦情事案を中心にしまして、やはり現場でのニーズが非常に高いものになっています。先ほどの裁判所の御説明では、なかなかそこに裁判所ということもありましたが、今回の苦情に関するスキームの試行を通じて一定のスキームづくりということをする中で連携をして対応が専門職団体も含めてできるということの一つのモデルが見えていると思いますが、これがまだまだ全国的にはそれを中核機関が担うという位置づけや、それにどういう関与が裁判所や専門職団体ができるかということが整備されていないという状況ですので、ぜひこのところも受任調整会議と同様に一定の見通しや在り方を国のほうから示しながら対応を協議するということが重要ではないかと思っています。

4分というのはとても早いということがよく分かりますけれども、そういったことをするに従って中核機関の位置づけというのも非常に重要になりまして、裁判所からも御指摘

があるように、総合機関の情報の共有も含めて、法整備も含めて、中核機関の在り方というものを模索の中でしていく必要があると思っています。

重要な報酬助成等についてお話ができておりませんが、以下、担い手の受任調整の結果としての適切な受任につなげるための市民後見人の育成が急務ですし、法人後見、特に専門職が今、困難事案について本当に疲弊をして担い手が見つからないという状況の中で、困難事案をしっかりと対応できる公的な法人後見の育成というものが言われていましたが、この2年半進んでおりませんので、ぜひここを進めていただきたいと思います。

報酬助成と首長申立てにつきましては、実際の統計上のデータというのは実態を表していないというのが一番大きな問題でして、首長申立てが各地で十分なされていない。詰まっている。それによって、首長申立て以外のところに回さざるを得ない。成年後見を諦めざるを得ないという実態が各現場にあることの問題点をしっかりと整理をした上での対応策というものが需要だと思っています。

それから、報酬助成制度については現在のスキームではもう限界があることは各地ではっきりしていますので、より抜本的な見直しということをぜひこの2年半でしていただきたいと考えているところです。

4分過ぎまして失礼しましたが、以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

先ほど申しましたように、後でまた時間を取れると思いますので、そこで御意見を頂戴できればと思います。御協力ありがとうございます。

それでは、新井委員長代理をお願いします。

○新井委員長代理 私からは2点申し上げます。

1点目は法務省に対して、2点目は厚生労働省に対してのものです。

先日、東京で開催された日独シンポで得た示唆の一つは、成年後見人が有する成年被後見人の医療同意権の拡充でした。我が国では成年後見人には医療同意権はないとするのが法務省及び厚労省医政局の有権解釈ですが、このような解釈は今でもなお妥当するのでしょうか。私自身が作成した任意後見契約書において、私は任意後見人に医療同意権を付与しています。また、厚労省においても「人生会議」という取組が開始されており、これも医療同意権の啓発と位置づけることも可能ではないでしょうか。

私は都内のある区のいわゆる中核機関の運営の責任者を務めていますが、法人後見人として医療同意権を行使したことがあり、家庭裁判所からも認めていただきました。

このように海外の法制、我が国の実務の状況等に鑑みると、成年後見人の医療同意権を一律に、かつ全面的に否定する考え方は改めるべきではないでしょうか。御検討いただければ幸いです。

2点目、次も先ほど申し上げた日独シンポからの示唆です。ドイツの世話組織法、オーストリアのクリアリングが注目されます。これらはいずれも、成年後見に関する案件はまずは事案の福祉的側面を勘案した上で裁判所の判断に委ねるかどうかを判断するというも

のです。いずれも事案が裁判所に係属する前に本人のニーズ、福祉的対応の必要性等を具体的な判断を行うものであり、福祉と司法が連携して対応するものです。

我が国においても、中核機関の機能を拡充してこのような機能を付与することを考えてみるのも一案ではないでしょうか。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、大塚委員お願いいたします。

○大塚委員 どうもありがとうございます。日本発達障害ネットワークの大塚です。私のほうからは、2点意見を述べさせていただきます。

1つは、地域連携ネットワークであります。ネットワークを持たない障害者にとって、権利擁護支援の地域連携ネットワークがつくられるということは非常に喜ばしい。また、福祉の支援のネットワークもありますので、複数のネットワークがつくる、必ずしもこの関係というのはまだ現場では整理はされていないのですが、そういう複数のネットワークの中においてその人に合った安心・安全の仕組みができるということは喜ばしいと考えております。

その上で、福祉の支援ネットワークにおいてはナチュラルサポートという言葉があります。必ずしも専門職ではなくて、より広く市民やいろいろな方の関わりにおいて支えていく。権利擁護支援ネットワークはどちらかというと専門職の強い、私のイメージだとがちがちのようなことですので、個人情報の保護のことはありますけれども、このような中に市民的な感覚、あるいはナチュラルなサポートというのをどれだけ入れられるか。チームかもしれませんけれども、課題かと思っています。

その意味では、市民後見人に非常に期待しているところであります。言葉は適切ではないかもしれませんが、市民後見人さんの専門性と非専門性です。非専門性というのは悪い意味ではなくて市民感覚、まさに隣にいる方の支援というところに置いて権利擁護が地域でなされていく、こういう仕組みが必要だと思っています。

また、障害分野においてはピアや、あるいは友人、そういう方たちこそ意思決定支援の一番力になるものだと、専門職の支援というのはやはりどこかおかしいという考え方もありますので、ピアによる、あるいは友人による支援の体制、チームかもしれませんけれども、必要かと思っています。

もう一つは、中核機関です。中核機関についての制度的な位置づけだとか、予算のことだとか、これからの課題だとは思いますが、これについても期待するものであります。

ただ、成年後見制度がこれからどうなるか分かりませんが、必要性であるとか、あるいは代替性ということから考えれば、やはり中核機関というのは成年後見制度を推進していく、活用していくための一つの大きな機能を持つものだという考えからいけば、今後はそうではなくて活用しない支援ですよね。使わない支援のための中核機関の機能があ

るのではないか。もちろん、使ったとしてもその後、きめ細かいフォローによってどこで要らなくなるんだということも含めてモニタリングする機能が必要かと思っています。

そういう意味では、使わない機能、そして今後、代替性としての成年後見制度ではなくても様々な権利擁護支援事業とか、あるいはナチュラルサポートの中で地域で守られるような仕組み、そういうことを構築していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

上山委員、お願いします。

○上山委員　ありがとうございます。

私からは、担い手に関して最高裁に1つ御質問と、もう一つは意見を申し上げたいと思います。

まず最高裁についての御質問ですが、参考資料に関わる質問で恐縮なのですが、毎年出していらっしゃる成年後見関係事件の概況の中の本人申立ての実情について、お分かりになる範囲内で教えていただければと思います。近年は大体、申立て全体の5分の1くらいを本人申立てが占めていて、全体として2番目の類型という形になるかと思いますが、今後その申立ての場面における意思決定支援というような観点もさらに重要になってくると思いますので、その実情を少し詳しく知りたいと思っています。

具体的には中核機関とか士業とか、あるいは御親族とかが申立て支援を行う形で、その申立て支援の比重が非常に大きくて、実質的には代行に近いような場合も、この統計上では、本人申立ての中に含まれているのかなと思うのですが、この点が1つです。

もう一つは、より端的に、弁護士が御本人から委任を受けて手続代理人として申立てを行っているケースもあろうかと思いますが、これも統計上は本人申立ての中で含まれているのかということをお分かりであれば教えていただければと思います。

もう一つ、これは最高裁にお伺いするのは少し筋違いかもしれませんが、家事事件手続法118条の後見相当の者でも後見申立てに関しては手続能力があるという規定の趣旨などを勘案して、御本人の判断能力がかなり低いと思われる場面でも弁護士への申立て委任については一応有効だという前提で審判手続を行っているのか。その辺りをもし御承知であれば教えていただければと思います。

もう一つは、意見です。後見人の供給母体に関する近年の統計を見る限り、今後さらに法人後見の拡充が重要な課題になると思っています。現在、既に厚労省のほうで法人後見支援養成研修事業などの取組を進めていただいていると思いますが、今後さらに踏み込んだ施策が必要と考えています。

時間の都合で、2つに絞ってこの点の意見を申し上げます。

まず1つは、社協を含む社会福祉法人が法人後見を行う場合に、専任職員の配置が可能になるような財政的支援を検討すべきであると考えます。

2つ目、法人後見の適正な実施のための公的なガイドラインの整備を検討してはどうか

と考えます。既に最高裁のほうから法人選任の主要な考慮要素に関する考え方が示されているほか、厚労省のほうでも都道府県社協による法人後見実施の手引き案が示されているかと思います。こうした既存の取組をベースとして、後見事務のガイドラインのときと同じように、関係機関のワーキンググループなどによって望ましい法人後見の在り方を差し当たりガイドラインの形で示すことが可能ではないかと考えています。

さらに、将来的にはこうした公的ガイドラインの策定をベースとして法人後見団体の認証制度の法制化などについても検討を進める余地があるのではないかと考えています。

私からは以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員　それでは、私からは令和5年9月末時点の全社協での取組状況調査の結果も踏まえて、大きく3つ意見を述べさせていただきたいと思います。

中核機関の整備につきましては、令和5年4月時点での国の調査では1,070市町村が整備済みということで先ほども御報告がございました。社会福祉協議会においては中核機関の受託は広域等設置も含めて500か所、中核機関にはなっておりませんが、権利擁護センター等の設置を含めると650か所くらいで、地域における権利擁護体制の支援の役割を担っているという状況でございます。

ただ、この中核機関を運営する上での課題もかなり多く、中核機関の職員体制の充実、また職員の専門性の向上、市民後見人の養成、受任調整、活動支援、そして中核機関の財源確保などがあって、国としての小さく産んで大きく育てるという進め方についてはよいと思っていますが、やはり職員配置であったり、予算確保というものが十分でないことが大きな課題となっています。

そして、特に一部の市町村では取組の必要性について十分行政が理解しておらず、委託先の社協などに任せっきりになっているケースも結構見られており、そういう中ではKPIの数値上の達成のみにとらわれ過ぎるのではなくて、機能をしっかり発揮できる中核機関の設置に向けて国や都道府県のバックアップをより一層進めていただきたいと思います。

また、中核機関については成年後見制度に関する相談対応だけではなく、日常生活自立支援事業の利用者等も含めて困難ケースへのバックアップができる総合的な権利擁護支援体制の推進機関として発展をさせていただければと思っておりますし、日常生活自立支援事業の充実強化につきましても引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、中核機関の連携については市町村や家裁、そしてまた専門職団体との連携というのも課題となっておりますので、国の調査において中核機関の機能についての把握だけではなく、職員の配置や専門職との連携状況、そして予算なども含めて中核機関の実態把握についてお願ひをしたいと思います。

次に、2つ目としては法人後見の受任体制についてです。これにつきましては、社会福祉協議会においても現在624か所で実施をしており、これまで受任実績がある、そして受任

実績はないが受任体制があるという社協を含めると、全国で719か所という状況になっています。社協としては、法人後見受任体制の整備をより一層進めていきたいと考えていますが、人口10万人以上では7割強の社協が受任していますが、人口5万人未満では3割弱というのが現状です。

そういう中で受任体制整備ができない理由としては、やはり財源の確保ができない。そして、必要な知識を持った職員がいないためという人材と財源というのが大きな理由になっています。

そのほか、組織内部の監督体制が整っていない、法人後見の実施体制をどのように整えたらよいか分からない、法律や福祉の専門職の助言を得られる体制が整っていないなど、体制整備に関わる問題も大変多く、各地域における法人後見の安全で継続的な受任体制の整備について、今後も市町村、都道府県においての理解とバックアップをお願いしたいと思います。

時間を超えましたが、町村部での法人後見の受け皿として県社協が受任して町村社協に日常的な支援を委託するスキームモデルが進められておりますが、後見報酬だけでは必要な経費を賄うことは難しい。そういう中で、社協による法人後見をさらに進めていきたいというところから、社協だけではなく先駆的に取り組んでおりますNPOも含めて法人後見を実施している組織、団体に対しての努力や思いに甘えるのではなく、地域における継続安定的な仕組みにしていくためにも、行政等における支援をお願いしたいと思います。

最後になりますが、市民後見人の養成については、現状として社協での取組は328か所で実施しております。これはこの数年、あまり箇所数が増えていない状況でございます。その理由としては、養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できていないためというところが一番多くなっておりますので、今後も都道府県による市民後見人養成研修も行われていますが、活動のバックアップ体制につきましても引き続き環境整備をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、西川委員お願いします。

○西川委員　2点ないし3点、意見を述べさせていただきます。意見書も提出しておりますので、そちらも御覧いただければ幸いです。

1点目は「権利擁護支援チームの形成支援」の機能の充実が求められているという点です。リーガルサポートにおいて今、後見人候補者の推進依頼に十分に応じられない状況が広がっているという課題があります。その原因の一つとして考えられることですが、それは現場で本人を支えてきた支援者がこれまでの支援に行き詰まりを感じて後見人による支援を求める。その結果、受任者調整会議において包括的な代理権のある後見人でなければ支援が難しい事案だと整理されて、リーガルサポートに後見人候補者の推薦依頼がされている。そういったケースが増えているということが原因としてあると思います。

しかし、後見人だけで全ての課題が解決できるわけではありません。後見制度を使えば全て解決するというものでもありません。

例えば、虐待事案において行政が虐待対応をせずに後見人をつけて対応しようとするというケースがあります。あるいは、虐待の緊急対応後にやむを得ない事由による措置を契約に切り替えることを目的に後見人をつけるわけですが、しかし、終結しているわけではない虐待対応の具体的な今後の方針の検討はせずに、その対応を後見人に全部任せっきりにしてしまうというケースも見受けられます。

言うまでもありませんが、虐待対応は後見人一人ではできませんし、後見人一人ですべきことでもないわけです。最低でも養護者の支援を担当する人がついていなければ、虐待対応の終結とかその後の再統合といったことは見通せないことになると思います。

様々な課題を抱えている家庭全体を受け止めて、多機関が連携・協働して課題の解決と同時に継続的に関わる支援を検討する必要がある。受任者調整ではそういった体制をつくるのが期待されているはずですが、中核機関の受任者調整会議において現状では成年後見制度を利用すること、そして法律専門職を後見人候補者として、それが決まると、そういった対応の全てを後見人に任せてしまうという傾向があるように思われます。

権利擁護支援チームの形成支援の機能の充実のために研修などを国がやっているということは承知していますが、まだまだ足りていないというところですので課題だと考えております。

2点目は、地域支援事業及び地域生活支援事業についての必要な見直しを含めた対応の検討と、報酬助成制度の在り方の検討を早期に行う必要性についてです。

第二期計画には次のような記載があります。「市町村が行う成年後見制度利用支援事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。」

それから、「関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。」、このように言っています。

この部分をもう少し正確に言いますと、基本計画では「適切な報酬の算定に向けた検討と併せて」これらを検討する、あるいは「報酬の在り方の検討と併せて」これらを検討する。このように記載していますが、第16回の専門家会議では、成年後見制度の見直しの検討がされているので、その進捗を見ながら検討したほうがいいのではないかという趣旨の説明があったように私は聞きました。しかし、第二期基本計画では、「適切な報酬の算定に向けた検討と併せて」地域支援事業、地域生活支援事業についても必要な見直しを含めた対応を検討すると言っていますし、「報酬の在り方の検討と併せて」報酬助成の在り方についても検討すると言っています。成年後見制度の見直し後に検討するということではなくて今、検討すると言っていますので、早急な検討をお願いしたいと思います。

時間がきましたので、もう一点あるのですけれども、これは後ほどにさせていただきます。

○菊池委員長 御協力ありがとうございます。

それでは、花俣委員お願いします。

○花俣委員 私からは意見というか、感想めいたものしか申し上げられないのですけれども、最高裁からの御説明というのはおおむね理解ができました。法務省さんからの御説明に関しては、私は法制審の場に委員として加わっておりますので、これも承知できるかと思えます。

一方、最初の厚労省からの御説明に関しましては、第二期基本計画の進捗状況等々をもらもろ御説明頂きましたが、現状ではその課題がまだまだ多くあるという印象を持ちました。現状報告については、例えば青木先生をはじめ、現場に近い委員の皆様から、それぞれ課題解決に向けた具体的な御提案等もあったかと思われます。この点に関して、法制審議会での民法改正の議論が進められる中、本当に必要な人が必要なときに法定後見を使いつつ、なおかつ柔軟な対応ができるようになったときに、本当に権利擁護支援の体制はちゃんとできるのか。地域連携ネットワークが本当にそのときに間に合うのかという危惧を持っております。持続可能な権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築というのが既に先行事例で具現化されてはいるものの、広がりを見せているというふうには受け止められませんでした。

せんだって、法制審議会の部会のヒアリングで、手をつなぐ育成会の権利擁護支援センターの社会福祉施設における日常的な金銭管理支援についてと、社会福祉法人による特養における預かり金の取扱いについて御説明をいただきました。これは、まだ法的根拠であるとか、第三者機関がチェックをするとか、そういうところには至っていないのですけれども、それぞれきちんとした要綱や規定を設けながら、対応されており、現実的には非常に有効だと思う御発表がありました。

こういうものに何か法的根拠をつけるであるとか、あるいはチェック機能をちゃんと体制整備をするとか、そういったものが先ほどから挙がっている地域連携ネットワークの構築そのものだと思いますので、現場で起きている運用面でのいい事例を参考にさせていただいて、もっともっとスピード感を持って進めていただけるとありがたいと感じた次第です。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

星野委員、お願いします。

○星野委員 星野です。よろしくお願いいたします。

私のほうは、本日の参考資料12の20ページから意見書を提出しておりますが、この中で5点記しております。そのうちの2を中心として、そして時間が許せば4と5についても意見を述べたいと思っております。

私ども日本社会福祉士会におきましては、今年度、独自事業としまして「中核機関の役

割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」というものを実施しております。本専門家会議の各委員の皆様や、また全国の行政、中核機関の担当者の皆様に委員に御就任いただいて進めているところでございます。

本事業はソーシャルワーク専門職団体として中核機関に関する調査を行い、今後求められる中核機関の役割と、そこで期待される機能の整理を行うために実施しております。

これまで日本社会福祉士会は第一期計画の下で厚生労働省の事業を受託して、「実務のための手引き」を作成しました。ここでは、今も話題になっています3つの場面において活用されることが望ましいのではないかと書式をこのときに提示をしております。現在、各地でこの書式を改訂しながら実際に支援検討会議を実施しているところかと思えます。

しかし、そのような体制になっている地域ばかりではなく、まだまだ候補者の調整、いわゆるマッチングで終わっているところが多いかと思っております。

これまでも多くの委員の方から御発言がありましたように、中核機関においては今、民法改正で議論されているような内容を考えれば、後見制度だけではなくて後見制度が終わったときに地域福祉の中でどのような対応ができるのか、権利擁護支援の方針に係る相談対応、いわゆる入り口のところで、それから相談を受けた後に制度を利用するかどうかの判断をするというアセスメント機能、そして先ほど申したように受任調整だけではなくてチームの形成支援ですね。こういったところに対する機能が今後ますます求められてくると考えます。

そして、制度がつながった後の定期的なモニタリング、このモニタリングの中には本人を主体としたニーズ、変化を見ながら後見人の交代であるとか、チームの支援の在り方を見直すという非常に大きな役割が新たに求められてくると考えます。こういったことを私どもの会において調査研究事業で整理をしていくことにはしておりますけれども、こういったことも今後中核機関がその役割機能を果たしていくために求められてくるのだと考えております。

そして、権利擁護の実現のためには特別な場面だけではなくて、日常的な場面の中において重層的支援体制整備などの事業と横つながりが必要となります。こういった様々なネットワーク、他の事業と連携しながら進める工夫をしてきている地域もございますので、そういったところも参考にしながら中核機関の機能、役割というものが整備されてくる必要を感じております。

これが2番に書いた内容ですが、あとは4番のところに書きました成年後見制度利用支援事業につきましては何度か意見として申し上げておりますけれども、国として考えておられる利用支援事業の最低水準を明らかにして、セーフティーネットの仕組みとして全国共通に機能させていくこと、そのためには財源確保の在り方について抜本的な見直しを求めていきたい。これはずっと申し上げているところになります。

最後ですが、本日、最高裁判所のほうからの報告にもございましたけれども、「福祉・

行政等と家庭裁判所の連携について」は、昨年のワーキングで行われた試行事業を試行で終わらせることなく、そこで活用されたツールを書式なども改訂しながら全国的にこのような取組をそれぞれの地域実態に合わせて進めていくことが必要だと考えております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、水島委員お願いします。

○水島委員

今回、私は意見と御質問をそれぞれ1つずつ申し上げます。

まず1点目は意見ですが、まず、厚生労働省の資料のうち、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの「②今後の対応」という部分に関して、第3回地域共生社会の在り方検討会議における主な意見要旨等が掲載されております。

こちらの意見要旨を拝見したところ、専門家会議にも関連する論点が多数ありますので、専門家会議委員の皆様からも意見を出し、在り方検討会議へフィードバックをいただくことが重要であると考えております。そこで、私の意見の要旨としましては、今後の権利擁護支援の取組に当たっては、意思決定支援の確保、相互けん制の仕組みの確立、そしてこれらの機能を果たすための当時者参画の促進、この3つのテーマが両会議においても重要なのではないかと思いますので、この点について申し上げたいと存じます。

まず、厚生労働省資料の19ページ2ポツ目で、検討会議での意見の中に「モデル事業で得られた成果や課題を踏まえつつ、日常生活自立支援事業を大幅にリニューアルして事業規模の拡大を図るとともに、モデル事業で重視された各要素について、個別に事業化を目指すことが現実的ではないか。また、これらの事業について、総合的な権利擁護支援策として社会福祉法上の事業に位置付け、十分な予算・人員を確保し、全国各地で権利擁護支援の基軸の事業として実施できるようにすることが望ましい。」と書かれているものがございます。

こちらはおそらく専門家会議の委員でもある永田委員のご意見かと存じますが、永田委員の意見書には続きがあり、「社会福祉事業であれば都道府県による監督も服することになり一定の監督機能は期待できるものの、日常的な金銭管理（赤）と意思決定支援（青）について相互のけん制機能が働くよう、事業の実施主体における内部けん制体制の確立、各部署を分けた上で監査機能を拡充する等に留意すべきである」との記載がございます。

私は、先ほど意思決定支援の確保、相互けん制体制の確立が重要なテーマである申し上げましたが、まさに永田委員が意見書で指摘されている点が重要であると考えています。例えば日自における支援員は、金銭管理を伴う専門員の指揮下で業務をする立場であり、持続可能な権利擁護支援モデル事業で言うならばいわゆる「赤」の立場に近い支援者側にいる人になります。障害のある当事者本人の立場からすれば、身近にいるのがそのような赤に近い立場の人ばかりですと、金銭管理を行う組織としての考え方が優先され、自分の意思や選好、価値観やそれに根差した意思決定をどこまで支持してくれるのか疑問が残る

でしょうし、このような状態では、意思決定支援が仕組みとして十分に確保された状態とはいえないのではないのでしょうか。

また、先ほど大塚委員がおっしゃった、専門性のある人ばかりが意思決定支援に関与しているとどこかおかしいことになる、このような趣旨のご発言があったことも踏まえると、意思決定支援にピアとしての障害のある当事者や友人も関わるのが重要であると思われる。

つまり、意思決定支援の確保といった場合には、まずそれが仕組み、体制としてしっかりと構築されていることが重要であり、かつ、どのような方々が本人に関わっていくのかという点も非常に重要であると思われるところです。特に現在行われている持続可能な権利擁護支援モデル事業テーマ2において得られた知見の一つとしては、専門性のある人だからこそ見過ごしてしまう、気づかない本人の思いというものが多々あって、それゆえに、本人にとっては、支援者の支援方法に違和感を持つことも多々あるということです。

そうだとするならば、意思決定支援の確保において必要な相互けん制機能をしっかりと果たしていくためには、専門職だけではなく、ピアの方、本人に近い当事者の方々にもしっかりと関与いただく、例えば青の意思決定サポーター、フォロワーとなったり、緑の監理団体等のメンバーに加わっていただくなどして、アドボケート機能を強化していただくことが重要ではないかと考えています。

このような観点で、意思決定支援の確保という部分に関しては、相互けん制の仕組みの確立とその仕組みに実効性を持たせるための当事者参画をぜひ意識したうえで、国において今後の施策を進めていただければと存じます。

最後にもう一つ、質問を申し上げて終わります。これは市民後見人の活躍支援の部分で、厚生労働省でいえば24ページ、25ページ辺りの「担い手の確保・育成等の推進」の部分でございまして、改めて市民後見人の活躍支援とは何だろうということを、これまでの経過を踏まえて整理をしていく必要があるのではないかと考えます。第二期基本計画の注49では、市民後見人の活躍支援とは、たとえ後見人等として選任されていない場合でも、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指すと明記されておりますので、現在進められている持続可能な権利擁護支援などにおける意思決定サポーターやフォロワーの活動についてもこの「活躍支援」に当たるということはしっかりと盛り込んでいくべきではないかと存じます。

そして、その意思決定サポーターやフォロワー育成のための予算について、ここからは厚生労働省に対する質問になりますが、例えば権利擁護人材育成事業、あるいはその他の厚生労働省の事業において、意思決定支援に関わっていくサポーターや意思決定フォロワーなどを育成するための予算としても活用できることを、市町村や都道府県に周知すべきだと考えているのですが、この点について厚生労働省の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

馬渡委員、お願いします。

○馬渡委員 馬渡でございます。

私のほうからは権利擁護支援、チームによる支援に関する意見を申し上げたいと思います。

私もこの専門家会議に出席する中で、チームによる支援の重要性に対する認識というのを深めさせていただいていると感じているところでございますけれども、この権利擁護支援チームが適切に形成されて十分に機能するということが重要でして、第二期計画ではその重要性を踏まえて、地域連携ネットワークの機能を、①御本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と、②その機能を強化するための地域体制づくりに関する取組の2つに分けて整理されたものと捉えております。

この「チームを支えるための機能」は、福祉・行政等による「支援」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能とに整理されておまして、チームを支えていくためには、福祉・行政等と家庭裁判所が自らの役割を果たして、かみ合う形で、適切な連携をしていくことが重要なのだらうと考えられます。

ところで、チームの形成支援においては、福祉・行政等によって御本人の課題や状況に応じた適切な支援がなされる必要がございますが、御本人の課題としては、この成年後見制度の利用による対応に適したものと、そうではないものが想定されます。

成年後見制度の利用によって解決すべき課題がある場合には、後見人が対応すべき課題や役割は何かを検討され、本人を支援するチームが形づくられていくことが求められていると思われませんが、その検討の過程におきまして、単に後見人の職種や後見人候補者が決まればいいというものではなくて、チーム形成の一環として、チームを形成するために後見人候補者等の調整が行われることが重要であると考えられます。

家庭裁判所としては、こうしたチームの形成支援の結果を十分に考慮して後見人を選任し、選任後のチームによる支援につなげていくことが期待されていると考えております。

チームによる支援が十分に機能するためには、後見人自身もチームの一員として後見事務を行っているのだという意識を持って、ほかのチームメンバーと適切に連携して後見活動に当たることの重要性を理解することが必要だと考えられますし、後見人を含めたチームが十分に機能するようにするためには、福祉・行政等によるチームの自立支援機能に期待される役割も大きいと考えているところでございます。

後見制度の運用・監督機能を担う家裁といたしましても、チーム支援の重要性を十分に念頭に置いて選任や解任等の判断をしていくことが必要だと考えられます。

本日、法務省民事局から御報告がありましたとおり、成年後見制度の見直しということが現在法制審で議論されております。これがどのような結果になっていくかはまだ分かりませんが、どのような見直しの方向になるにせよ、チームによって御本人を支援していくことが重要であることは変わりませんし、制度利用の必要性がなくなれば終わるような制度になるのであれば、チームによる支援の重要性は、さらに増すものと思われれます。

チームによる本人支援への仕組みを整備していくということは、御本人が御本人らしい尊厳のある生活を継続するための地域づくりの一環とも言えますし、特定の地域のみで実現されれば足りるという性質のものではなく、全国どこの地域においても求められるものであると考えられます。

地域づくりは、福祉・行政等によるとても重要な役割であると考えられます。地域に根差した家裁としても、福祉・行政等の意欲的な取組みとしっかり連携してその役割を果たしていくことが望まれると考えております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、山下委員お願いします。

○山下委員　山下でございます。

私からは感想めいたものを申し上げますが、まず厚生労働省の御報告につきましては体制整備につきまして大変御尽力をされていて、まだまだ途上で課題も多いということは承知しておりますが、非常に進展しているということが分かりまして、御努力に敬意を表したいと思います。

その上で2点目ですが、法務省の民事局から御報告があったように、成年後見については法制審で今まさに議論がありますが、こうした体制整備が進展していることを横で見据えながら、やはり民法の改正に当たって後見ありきの視点ではなくて、支援ありきの後見といいますか、そういった方向への転換ということを真剣に議論しなければいけないのではないかという気がいたしております。

つまり、今までの民法は支援を受けていない人が後見を利用するというのも当然あり得るという前提でつくられておりましたが、体制整備が進んでいけばそういったケースはむしろ例外の事例であって、支援を受けているのが前提で、それでは足りないという場合に後見を利用する方向へと民法自体の考え方を変化させていく必要があるのかなと思っております。

民事局の方々はもちろんよくご承知なわけですが、このような考え方は後見について必要最小限の形で利用していくということにもつながりますし、経済負担等の軽減にもつながりますから、後見人の報酬の問題にも関わってくるわけでございます。

そうしますと、地域の支援を使わないでいきなり後見を申し立ててくるというのはむしろ例外の事態で、望ましいとは言えないような事態であるということになっていくわけなのですが、そうだとすればそのような後見申立てについて裁判所は行政に対して情報提供をして相談をしていくことが望ましいことになります。こちらは最高裁判所のほうから御報告をいただいた最後のところで、適時・適切な連絡というのは双方向でなければいけないという問題提起が大変私は印象に残ったわけですが、こうした問題意識にそって、裁判所のほうで支援を受けていない人を発見した場合に行政がその方を支援の輪に取り込むという道筋が整備されていくことが望ましいのかなと考えた次第でございます。

3つの報告が非常に有機的に関連し合っていて、今後の方向性を示しているように見えて、大変興味深く伺いました。

以上でございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、続きましてオンライン参加の皆様からお願いしたいと思います。

太田委員代理の近藤様、お願いします。

○近藤代理 全国市長会から本日の論点に関して意見を2つ、質問を2つ述べさせていただきます。

まず1点目の意見です。現在、中核機関の役割や位置づけについては地域共生社会の在り方検討会議にて検討が進んでいると承知しております。現場としては、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関について、これら単独での仕組みづくりは機能することが難しいため、包括的な支援体制の整備の一環として取り組んでいくことが重要と考えています。

その上で、この論点への意見として、個人情報共有について、豊田市では社会福祉法に規定される支援会議を活用してネットワークの関係者と中核機関との関係性を整理することで円滑な事業の実施につながっております。

このように、地域における権利擁護に関する情報共有の考え方を明確にさせていただくことが重要なため、司法機関である家庭裁判所との情報共有も含め、法的根拠に基づき市町村が確実に事業を実施できるよう、各機関の関係性を整理していただくことを求めます。

併せて、この際の中核機関の運営財源についても国からの補償を求めます。

意見の2点目です。同じく地域共生社会に向けた意見となります。老人福祉法に規定される市民後見人の育成のほか、日常生活自立支援事業の生活支援員や意思決定サポーターのような市民による権利擁護活動は一支援にとどまらず、社会参加や地域づくりに資するものだとして本市の実践からも感じているところです。

地域共生社会の実現には、多様な形での市民参加が重要です。市民参加による権利擁護活動が持続可能なものになるように、例えば法律上の位置づけやその育成の在り方についても地域共生社会づくりの中で明確にしていきたいと思っております。

続いて、質問の1点目ですが、最高裁判所に対してです。2023年7月27日開催の運用改善ワーキングにおいて、報酬付与と報酬助成は関連があるため、最高裁判所には助成制度の実施主体である市町村の意見も聞いていただくことを求めます、と発言しています。

現在、成年後見制度の利用促進に当たって、多くの自治体で報酬の助成に取り組んでいるところです。既に報酬を決める側である裁判所、報酬を払う側である当事者、報酬を受け取る側である専門職との間での話し合いやヒアリングが行われていると承知しておりますが、適切な報酬の見直しに当たっては助成主体である市町村の状況も踏まえた検討が必要と考えます。この点について、どのようにお考えか伺います。

最後に、厚労省に対して成年後見制度利用支援事業に関する質問です。これまでも専門

家会議での場で、市町村が行う報酬助成に対しての国の補助制度である地域支援事業や、地域生活支援事業の拡充を求めていますか、補助実績が年々低減している実情があります。第二期基本計画にも記載のあるように、全国のどの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするためには、地域による格差なく助成できるよう、補助率の見直し等を含めた必要な財源の確保が不可欠と考えます。この点について、どのように対応されようしているのか、お考えを伺います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

久保委員がまだ入られていないようですので後ほど御発言いただくことにして、河野委員代理の廣池様お願いできますでしょうか。

○廣池代理　宮崎県でございます。都道府県の状況について御報告をさせていただければと思っております。

現在、都道府県交流会などで各都道府県の状況等の意見交換、情報交換をさせていただいています。具体的に統計を取ったわけではございませんが、状況は大きく3つくらいに分けられるのかと思っております。

1つ目が、県においては計画上のKPIがある程度達成されて今後は各市町村、中核機関への支援、これが課題となっている県。

2つ目は、市町村が先行して市民後見制度養成の取組等を進めていて、県のレベルでの取組、体制整備、ネットワークづくりが遅れているという県。

3つ目は、そのどちらも体制整備はあまり進んでいない県。

大きくこの3つに分けられるのかなと思っております。当然、その取り組むべき課題というのもそれぞれの都道府県で大きく異なるものと認識をしています。

本県の状況を申し上げますと、計画上のKPIはある程度達成をしている状況でございますが、中核機関ごとの取組ということで申し上げますと、地域ごとに大きな差があると認識しておるところでございます。特に中山間地域は、ほかの委員の皆様からもお話がありましたが、マンパワー、ノウハウといったものが不足する中で、そういったところの取組を活性化させていくにはどうしたらいいのか。県のほうでも、その中でこういったリソースを使ってやっていけばいいのかというのは対応に苦慮している状況でございます。

計画においての都道府県の役割は、広域的なネットワークづくりと研修の実施や助言を通じた市町村の支援ということで認識をしております。今後、都道府県が求められる役割を果たしていくためには、これらの県の取組状況等を一定の水準に合わせていくこと、またその後の市町村に対する支援体制を強化していくことは並行して進めていく必要があるのかなと認識をしております。

こちらからのお願いということでございますが、現在の取組としても都道府県の支援という形では未設置な都道府県のアドバイザーの派遣等を行っていただいているところがございますが、こういった都道府県の体制支援、ネットワークづくりの支援を今後とも継続

的にお願いをしたいということと併せて、この都道府県による市町村の支援体制を整備するための取組に対する支援というのを引き続きお願いしたいと考えております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、込山委員代理の杉山様お願いします。

○杉山代理　静岡県小山町長の代理で出席しています、小山町長寿介護課長の杉山と申します。2点、意見を申し上げます。

初めに、新たな連携・協力体制に関して申し上げます。

本日の資料1－1、15ページのイメージ図の中の後見人等がいないケースCを拝見しますと、社会福祉協議会の専門員がボランティア等とともに支援する仕組みが示されています。担い手不足解消のための方策として期待しているところです。

一方で、ボランティア等の役割が意思決定支援に限られ、社会福祉協議会専門員は日常生活自立支援事業により福祉サービス利用援助に加え、意思決定支援を行うのであればボランティア等の役割は何か、担い手不足解消につながるのかといった課題があるのではないかと思います。

担い手不足を解消するには、根本的な対策が必要です。弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職の確保に向けて、今までも国として取り組んでいただけていますが、より実効性のある対策を実施していただくようお願いいたします。

次に、成年後見制度の利用促進に関して意見を申し上げます。

成年後見人の費用は基本的に被後見人本人が支払う義務があり、制度利用の妨げになっているものと思われます。成年後見制度利用支援事業により、市町村が実施する報酬助成等に対し、財源の支援がなされていますが、報酬助成等の対象者は助成がなければ制度利用ができない生活保護者や低所得者に限られており、助成対象とならない方については制度利用を断念してしまうケースが多いのではないかと現場では感じています。

成年後見制度の利用促進を図るため、報酬助成の対象を生活保護者や低所得者に限定するのではなく、それ以外に拡大することについても御検討いただくようお願いしておきたいと思います。

私からは以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、櫻田委員お願いします。

○櫻田委員　ありがとうございます。日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構の櫻田です。

私からは、御報告にもありました周知の件に関して意見を述べさせていただけたらと思っております。

私のほうから、この専門家会議で周知に関して何度か意見は述べさせていただいておりまして、それからどんどんいろいろなことが、ポータルサイトができたりとかということ

がありまして、非常に周知が進んできたなということは実感している部分もあるのですが、一方でインターネットを見られる方はこのポータルサイトとかは見やすいと思うのですが、インターネットにアクセスできる方ばかりではないなというのを最近すごく感じておりまして、インターネットにアクセスできない方に対しての制度の周知というのをやはり考えていかななくてはならない段階なのではないかと思っている次第です。

ちょっとそれを感じた出来事があったのでお話をしたいと思うのですが、私が今、働いております法人のメンタルヘルスピアサポート専門員とは別の本来いる法人のクリニックで、今度障害を持つ御家族向けに成年後見制度のことについて講義をするという時間をつくっていただいたという経緯があるのですが、そこで聞かれることとしましては、成年後見制度という言葉は聞いたことがあるんだけど、やはり何かちょっとよく分からないんだよねという声が聞かれたのですね。

今、専門家会議とかでもいろいろ議論をしているところは、すごく私の中で感じた出来事がそれなのですが、インターネットにアクセスできない方だけではなくて、お年寄りの方ですとか、障害を持っている御家族ももしかしたら成年後見制度を利用するかもということを考えたときには、やはりそういう方たちに向けても何かしら情報を提供していくというツールをつくっていくことが必要なのではないかと思っています。

それがどういうツールなのかというのは今アイデアとしてぱっと出てこないところではあるのですが、例えばチラシをそういう御家族向けに配布したりとか、ポストに入れるというところとちょっと現実的ではないのかもしれないですが、何かしらの形で周知できるものをつくっていくということを考えていかななくてはならないのかなと思っています。

私としての意見は以上です。ありがとうございます。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、住田委員お願いいたします。

○住田委員 ありがとうございます。私からは、2点意見を述べさせていただきます。

まず1点目です。都道府県のKPIの達成状況についてですが、都道府県では市町村単位で解決が困難な課題への広域的な対応や、都道府県自らの取組などによる市町村支援強化が求められてKPIが設定されていますが、その取組状況には大きな差が生じています。そのため、今年度、国の事業として都道府県への専門アドバイザー派遣の取組があり、私も先日アドバイザーとして体制整備に課題を感じている県へ出向いてヒアリングを行いました。

そこで課題に感じたことは、都道府県は現場を持たないため、市町村支援の具体的なイメージを持ちにくい上、高齢、障害課以外の企画課などの課が担当となり、庁内連携も進まず少ない予算でできることが限られていること、体制整備のための市町村ノウハウもなく専門職や家裁、都道府県社協との連携不足もあり、担当者が困っているような状況でした。

K-ねっとへの相談も市町村及び市町村社協の割合が29%であるのに対し、都道府県及び都道府県社協は38%と、多くの相談がK-ねっとに寄せられています。都道府県は体制整備

のアドバイザー養成に努め、都道府県社協、専門職や家裁との連携をして、市町村の体制整備に向けた取組が必要ですが、国もまた都道府県へのバックアップの仕組みが重要と考えます。

また、都道府県は市民後見人の養成研修を直接実施すればKPIは達成しますが、真の目的である市民後見人の推進や、市民が活躍するために市町村への支援が重要です。同様に、市町村申立ての研修を実施したことによる効果など、KPI達成状況における効果検証を今後の2年間で行っていただきたいと考えます。

また、2点目は成年後見制度利用支援事業についてです。

ほぼ全ての市町村で同事業の要綱は整備されていますが、助成実績など、市町村への調査による実態把握をお願いします。その場合、助成のための資産要件は自治体によって異なりますので、併せて調査をお願いしたいと思います。その上で、どこに住んでいても必要な支援を受けられる体制を整えるための予算について、高齢者と障害者での任意事業や必須事業の異なりへの是正や、またそれらの枠組みを超えた予算措置についての検討もお願いします。

助成対象でない場合には、本人の少ない財産や収入を鑑みて、裁判所が決定する額は年間5,000円から1万円などという場合もあり、後見人として責任ある財産管理や身上保護、意思決定支援などを行っても月額換算にすると400円から800円となる実態もあります。このような実態を把握している中核機関では、専門職へ候補者調整をすることが困難です。担い手不足が深刻な状況に拍車をかけている状況を実態調査により把握して、しかるべき検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

永田委員ですが、御発言が難しい環境にいらっしゃると伺っていますので、残念ながら今日は御発言いただけないということで次回以降お願いいたします。

それから、久保委員はまだいらっしゃっていないということですが、会議は続きますので後ほどいらしゃった段階で御発言いただくようにしたいと思います。

これで一わたり皆様から御発言をいただくことができまして、どうもありがとうございます。それでは、御質問をいただいておりますので、関係省庁等におかれまして回答の調整を行っていただくということで、ここから10分ほど時間を頂戴いたしたいと存じます。

4時10分再開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○菊池委員長 それでは、10分になりましたので再開をさせていただきます。

皆様からいただいた御質問につきまして、簡潔に回答をお願いしたいと思います。

まず、厚生労働省さんからお願いします。

○火宮成年後見制度利用促進室長　それでは、成年後見制度利用促進室から、新井先生からいただきました御質問に対して回答させていただきたいと思います。

1点目は法務省にというお話もございましたが、医療同意権の取扱いについては、この場にはいませんけれども、医政局にも問題意識といいますか、そういった課題についてはお伝えさせていただこうと思います。

それから、2点目の中核機関の機能の点でございますけれども、中核機関において福祉的対応の必要性の具体的な判断を行うといったことにつきまして、今、第二期計画の地域連携ネットワークの権利擁護の相談支援機能のところでも触れられているかと思っておりますが、現在、地域共生社会の在り方検討会議におきましても、中核機関の位置づけなどについても検討しているところでございまして、新井先生から御示唆がありました諸外国の制度なども参考にしつつ、また、日本における中核機関の成り立ちであったり、その自治行政の特性といったことも踏まえつつ、日本における在り方というものもあると思いますので、適切に検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、障害部からです。

○杉渕地域生活・発達障害者支援室長補佐　障害保健福祉部でございます。担当室より、いただいた御意見等も踏まえて、お話をさせていただきます。

当部では、法人後見の担い手の育成、市町村長申立ての推進、成年後見制度の利用支援事業を担当してございまして、各々お話をさせていただきますが、まずは様々に貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

まず、法人後見の担い手の育成については、先ほども御紹介しましたとおり、事務連絡でカリキュラム事例の周知ですとか、養成研修の事業などで支援したところでございますが、まだまだ至らないところがあるということは承知しております。本日も上山先生から御紹介いただいたように、ガイドラインなどどうかというところにつきまして、我々としてもより支援できるような方策は研究していく必要があると思っております。現場の社協さんなどとよく連携してお話を聞きながら、そういったところの推進策を研究してまいりたいと思っております。

市町村長申立ての推進については、これも事務連絡を発出するなどして、市町村長申立てがされているところと、されていないところがあって、より推進されるように支援しているところでございます。

次に、成年後見制度利用支援事業についても住田委員から御指摘いただきましたように、まずは現在実施している成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査、これは本日の資料に添付されていますが、青木委員のお言葉を借りると、ここで実態が表れていない部分も含めて、より調査してしかるべき検討につなげられるよう、実態把握するための調査を、今年度これからですが実施できるように今、準備してございます。

そういったところも踏まえまして、今回いただいた意見書等で御丁寧にいただいた御意見ですとか、具体的なところを御助言いただきながら、成年後見制度の見直しに併せて必

要な見直しが盛り込めるよう、より検討を加速してまいりたいと考えてございます。

○遠坂認知症総合戦略企画官 老健局でございます。

地域支援事業の部分については今、障害部のほうから説明があったように、今行っている調査事業と、今後行う調査できちんと実態を把握して、高齢者の部分についても次の制度見直しに向けてどういった形があり得るのかというのを、急ぎ御指摘も踏まえた上で検討を進めてまいりたいと思っております。

それで、水島委員から御質問がございました権利擁護人材育成事業の中で意思決定支援のサポーターを育成できる予算として活用できるのかどうかですが、こちらについては、地域医療介護総合確保基金の中でこの権利擁護人材の養成研修というものを実施するための予算として確保しているところですが、生活支援員を含めましてサポーター養成にも活用できるということです。こういったものが予算として活用可能だということを経営的な場で周知を図ってまいりたいと思っております。

○菊池委員長 それでは、次に法務省さんからお願いします。

○波多野参事官 法務省でございます。

新井先生からいただきました医療同意権の件でございますが、医療同意権につきましては御案内のとおり平成11年の改正時にドイツのような権限を認めて重要な事項は裁判所が関与したらどうかというテーマも扱われたところでございますが、検討した結果、見送られた経緯があるということかと存じております。

現在見直しをしている関係では、部会の中でも委員の中にはどこかでこれを検討すべきではないかと、指摘をされる方もいらっしゃるところでございます。

他方で、やはり医療同意権があるとされると困るという御意見を出される方もいらっしゃるところでございまして、いずれにしても今後の部会の中でどういうふうに議論がされていくかということかと認識しているところでございます。

以上でございます。

○菊池委員長 それでは、最高裁からお願いいたします。

○向井第二課長 最高裁家庭局でございます。

まず、上山委員の御質問に対する回答ですが、参考資料の11の4ページの円グラフを御覧いただければと思います。本人申立てについて、9,033件と記載されていますが、この中には、周囲の方によるサポートを得て御本人が申立てをした場合、弁護士が手続代理人として申立てをした場合、そのいずれも含まれています。

本人申立てのうち、手続代理人が就いていた件数については統計をとっておらず、把握しておりません。

次に、手続代理人による代理申立ての場合に委任を無効とした事案の有無についてですが、これはまさに個別事件における裁判官の判断なので、最高裁家庭局として詳細は把握していません。ただし、御本人と調査官が面談をしたケースで、御本人の判断能力

の観点から、委任の有効性について疑義が生じる場合もあると聞いたことがございます。

実際、それを理由に却下等をしているかどうかについては全く把握していないのですが、資料11の2ページに戻っていただくと、後見開始申立事件のうち、認容件数が2万6986件、却下件数が60件あります。却下件数は非常に少ないという状況になっておりますが、あくまでも個別事件のことについてですので、これ以上、申し上げられることはございません。

続きまして、太田委員代理からの御質問の関係です。報酬に関して今後の運用改善についての検討に当たり、市町村からのヒアリングを実施しないのかという御質問ですが、大前提として、報酬決定は、裁判官の個別の判断に基づく裁判であり、裁判官がほかから影響を受けずに独立して判断をする性質のものです。ただ、そういう性質のものではあるのだけれども、裁判所内部の検討で、個々の裁判官が集まって報酬算定の在り方について意見交換等を行うことはあり、その意見交換をするに当たって、最高裁家庭局が実際に報酬を支払うことになる御本人やさらに報酬を受け取るようになる後見人を代表する方々の意見を聴取して、その結果を提供することで、充実した意見交換が行われるのではなかろうかということで、利用者団体及び専門職団体からヒアリングを実施したということです。

ヒアリングの過程では、専門職団体から、財産僅少事案において、報酬助成の推進の検討が進んでいない現状においては、付与された報酬額が回収できないという問題があるという御意見がありました。

また、こうしたヒアリングを踏まえた裁判所内部の意見交換の場におきましても、後見事務の負担は大きいものの、財産は少ない事案において、事務負担だけを考慮して報酬額を決するとすれば、報酬助成の推進の検討が進んでいない現状においては、担い手は付与された報酬を回収できないことになるといった意見や、利用者において、制度を利用するに当たっての障害になる可能性があるといった意見、また、担い手の確保自体も妨げられるといったような意見がありました。

このように、裁判所内部における意見交換においても、報酬助成の問題については取り扱っておりまして、その際に必要な検討が行われたものと考えておりますので、市町村のヒアリングについて、実施していないということになります。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

一通り、御回答いただいたところですが、まだ回答漏れがあるとか、あるいは今の回答に対するさらに御発言があるといったことがあればお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。お手をお挙げになってお知らせいただければと思いますが、差し当たりよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、回答についてはここで一旦区切りとさせていただきます。まだ予定の終了時間まで時間がございますので、さらに二巡目といいますか、委員の皆様から御発言いただければと思います。先ほど、恐らく途中ではしよってお話しい

ただいた委員もいらっしゃると思いますので、オンラインの方は挙手機能でお知らせください。

それから、久保委員は先ほど映っておられましたけれども、御移動中ということでちょっと本日の御発言は難しいと承っております。

それでは、オンラインの方は御発言の場合には挙手機能でお知らせください。いかがでしょうか。

よろしければまず西川委員からお願いします。

○西川委員 西川です。ありがとうございます。

先ほど2つ意見を言いました。3つ目なのですけれども、成年後見制度利用支援事業の適切な実施の推進に向けた実態の把握の在り方について、データの取り方の工夫が必要なのではないかという指摘をさせていただきたいと思います。

本日の資料1－1の31ページにデータが出ているのですけれども、これによりますと全国の自治体における成年後見制度利用支援事業の実施率は増加していますし、各自治体における実施内容についても、首長申立てに限らないだとか、後見類型に限らないだとか、生活保護に限らないだとか、そういった限定をすることなく実施されるようになっている、改善されているというデータになっています。けれども、これが実感とは違う、むしろこの2年半の期間中も使いづらさが増しているというふうに、現場で成年後見事務をやっている司法書士としては感じています。

その理由なのですが、3つくらい考えられるのではないかと思います。

1つ目が、助成対象を拡大していただくのはいいのですけれども、併せて助成金額を引き下げる、さらには助成の要件を絞り込むという変更を行った自治体が少なからずあります。助成を必要とする案件の多くを占める市町村長申立てや後見類型の案件では、むしろ従前よりも実際の助成額が減少しているということで使いづらくなっているという側面があるように思われます。

それから2点目ですけれども、実施要項上、助成の可否、それから助成される金額に関する記載が必ずしも明瞭になっていないために、実際に報酬付与の審判の申立てをする段階になって実施要項を読んでみても、あるいは自治体の担当者に個別に照会をしても、助成の対象となるのかどうか、またどの程度の助成を受けられるのかが、はっきり分からないという事案が少なくありません。

それと関係するのですけれども、3つ目は家庭裁判所から報酬付与の審判の申立てに当たって、報酬助成を受けられる場合にはその旨を上申するよう言われるわけですが、実際にはその旨の上申ができないことがあり、家庭裁判所も報酬助成を受けられることを前提とした報酬付与の審判が事実上できないことになります。その結果、審判によって付与される報酬額が、後見人が実際に行った事務に見合ったものとは言えない著しく低額な金額にとどまってしまうということが現実としてあります。

以上のような使いづらさが、公表されているデータでは全く出てこないのです。こうい

った使いづらさを解消していただきたいわけですが、そのために必要な実態把握の調査の方法にも工夫をしていただければと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。追加での御質問があれば、それも含めてでも結構でございますけれども、いかがですか。

星野委員、お願いします。

○星野委員 先ほど4分を守ったために少し発言したかったことができなかったもので、よろしいでしょうか。

意見書のほうにも少し書いているところではあるのですが、多くの委員がやはり地域共生社会の在り方検討会議とこの専門家会議の議論がどのように有機的につながっていくのかというところについての不安な思いや危惧などをおっしゃっていたと思います。私も同様にここにも書いてあるとおりで、権利擁護支援の在り方について、これは質問ではなくて意見になってしまうかもしれませんが国としてどういう方向性で考えていただけるか、ぜひ発言いただきたいと思いながらこういう意見書を書いているわけです。

やはりこれまで専門家会議で積み上げてきた議論がどのように活かされるのか。地域共生社会の在り方検討会議に非常に期待をしているのはそのとおりなのですが、あまりにも幅広い議論をされている中で、前回8月の第3回でテーマとして取り上げられていたのですが、その議論その後どのように深まっていくのかというところについて、例えばこちらの専門家会議の協議内容の活用であるとか、あるいは法制審議会での議論の動きや、もちろんそこに全て関わっている上山先生がいらっしゃるのは分かってはいるのですが、もう少しプロジェクト的な検討をして、それを地域共生社会の在り方検討会議でしっかりともらっていただくというような工夫についてどのように考えていただけるかということについては、ぜひお答えと言うと変ですが、そういう希望を持っているということを受け止めていただきたいというふうに、発言の機会が多分もうないだろうと思うので今日発言させていただきます。

○菊池委員長 御意見として承りたいと思いますが、事務局から何かありますか。

○火宮成年後見制度利用促進室長 厚生労働省でございます。

地域共生社会の在り方検討会議でこういった権利擁護支援策の話や中核機関のことを議論していただくことになっている背景の一つとしては、やはり社会福祉法制においてこういった手当が必要だという指摘もありましたので、それであれば法律について議論する場が必要であろうということがまずございます。

他方、専門家会議の皆様からいろいろと御示唆いただいているところもあり、そういった御意見だったり、これまでの蓄積といったものをきちんと地域共生社会の在り方検討会議につなげていく必要があるだろうということもありますので、その都度いただいた御意見をなるべく忠実に資料のほうにも反映させていただき、当然検討会議のほうでも事前に

構成員の皆様方に御説明などしておりますので、そういった場でも触れさせていただいて御議論いただくようにしておりますし、我々としても論点という形で御議論いただきたいところを明示的にするような形で工夫はしているところでございます。

また、構成員の皆様も地域の福祉の現場で関わられている方々も多くいらっしゃいますし、この８月に開催された検討会議では、権利擁護支援という概念ではなく、権利行使支援とする方が適切なのではないかというような御意見などもあったりしましたので、そういったところでも御理解はいただけているのではないかと考えております。もちろん今回の会議の御意見などもまた次の検討会議などにつなげさせていただきたいと思っておりますし、検討会議は確かにいろいろな論点がございまして、それを年度末に向けて一旦は中間整理というような形でまとめていくことになると思いますが、その後、また議論の深掘りといったこともやっていくことになると思います。ちょっと動きが遅いということもあるかとは思いますが、なるべく皆様の御意見を踏まえた形で議論を進めていきたいと思っております。

○星野委員　ありがとうございます。

今回、意見のほうにも少し書いたところなのですが、私は社会福祉士で福祉関係におりますのでなおさら感じるのですが、権利擁護とか権利擁護支援の捉え方がやはり福祉関係者だからこそ権利擁護支援というと成年後見とか虐待対応という強い介入というふうに捉えがちだと思っております。地域共生社会の在り方検討会議は決してそうではないというふうに理解はしているのですが、この前も少し議論になった権利擁護の保護的な部分だけでなく、本人が権利を主体的に使うという支援という話が出ていて、そのとおりだと思っており、さらに言えば支援をするということが既に介入になっているというような意識、こういったところがやはりこの専門家会議のこれまでの第二期計画の議論においてはかなり深まってきていたと感じています。

そういったことをしっかり捉えていただいたところで考えると、先ほどほかの委員からも御発言があったのですが、今回提示されているイメージ図ですね。地域共生社会の在り方検討会議で使われていた資料が出ているのですが、イメージのマル１、マル２というところですね。この図だけを見て皆さん理解するわけではないと分かってはいるのですが、ぱっと見たときに、ちょっとこの捉え方については少しこれまでの議論とは異なるように見えてしまうということもぜひまた御検討いただきたいなと思っております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

今の御意見は、事務局の資料のつくり方とか、見せ方とか、そういったものは誤解なきようにしてほしいといった御要望と受け止めまして、星野委員もおっしゃられましたように、在り方検討会議の委員の意識自体が間違っているとか、そういうことではないと私も思っておりますので、そこをうまくつなげるような形で事務局には進めてほしいという御要望だと受け止めさせていただきましたが、それでよろしいですか。

○星野委員 はい。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、新井委員長代理をお願いします。

○新井委員長代理 私自身は地域共生社会の在り方検討会議に関与しておりませんので、正確な情報は持っていません。

ただ、私の周囲の法律家、弁護士、司法書士からは、目標としては日常生活自立支援事業の拡大、拡充を図るとというのが最終目的ではないかという声があります。そのような非常に大きな声があると聞いております。まずそういう認識が正しいのかどうか。

もしそれが正しいとすれば、私は次の質問にいきたいのですが、その辺りはまずいかがでしょうか。

○火宮成年後見制度利用促進室長 事務局でございます。

まだ議論の途中でございますので、最終的なところがどうということは申し上げられませんが、選択肢の一つであると言えますか、可能性の一つであるということはあるかと思えます。

○新井委員長代理 分かりました。

そうであれば、この際ちょっと発言させていただきたいと思えます。日常生活自立支援事業、いわゆる日自というのは、民法上の任意代理の制度でありまして、日自の拡大、充実によって任意後見、法定後見の存立の基礎が実質的には失われてしまうことに私は大変懸念しております。

日自の拡大、充実のために税金を投入するということであれば、日自と任意後見との法的仕組みの差異は何か。日自は支援制度なのか、保護制度なのかをきちんと位置づけておくことが必要ではないでしょうか。そうでなければ、任意代理、任意後見、法定後見、それぞれの制度上の意義が失われてしまうように思われます。

厚労省の財政的支援を受けた日自だけが活用されるのではなく、法定後見、任意後見、日自のバランスの取れた活用がなれざることを強く希望します。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

今の御意見は承って、検討会議のほうで何らかの形で御紹介するようにしてください。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

オンラインの皆様はよろしいでしょうか。太田委員代理、よろしくお願いします。

○近藤代理 先ほどの最高裁判所からの回答について、追加の意見を述べさせていただきます。

裁判所での検討の説明、ありがとうございました。また、市町村からのヒアリングは実施しないという趣旨で理解しました。

しかし、実際に現場では、家庭裁判所から事前に成年後見制度利用支援事業の対象者に

なるかどうかについて、内々の確認連絡が市町村に入るなどの実情があります。つまりは、報酬決定において、市町村の助成状況を考慮しているのではないかと推察されます。

先ほど説明された協議は、あくまでも裁判官から見た目線での報酬助成の捉え方のものであり、実際に報酬助成をするかどうかを決定する行政の立場としては、先ほどの裁判官同士の指摘以外にも課題に感じる場合があります。そのことを伝えさせていただき、最終的に追加で市町村ヒアリングをされるかどうかの判断は最高裁判所でお決めになると思いますので、追加の回答は不要でございますけれども、成年後見制度を必要とする国民が適切に制度を利用できるための運用として、現場の実態を反映できるよう努めていただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。御意見として承らせていただきます。

ほかにはいかがでしょうか。

青木委員、どうぞ。

○青木委員　先ほど新井委員の御意見を在り方検にもということでしたので、そうであれば私も新井先生の意見に反する意見にはなりますけれども、同じ立場で、同じ観点についてお話をさせていただいて伝えていただければと思います。

日常生活自立支援事業は社会福祉サービス利用支援事業として社会福祉法にも規定されていますとおり、成年後見制度や任意後見制度とは別なものとして福祉制度の一環として身近な御本人の金銭管理だけではない様々な生活利用支援の手続を援助していくものとして立てつけられていると思います。

今回、新しく総合的権利事業の充実ということで基本計画がうたっているのも、そういった観点をさらに推し進めて意思決定支援を中心として御本人の意思に基づいた日常的な支援を金銭管理も含めてしていく。金銭管理以外の生活支援についてもしていくという仕組みを権利条約も求めていますように、そういった仕組みを各地につくっていくということの取組の一環として位置づけて議論するものだと思っています。

それが日常生活自立支援事業だけでいいのかということそうではないと思っていますし、ここでもその枠にとどまらない議論をしないといけないという議論をしてきたと思いますし、ワーキングでもそういう議論をしてきましたが、いずれにしても位置づけとしては任意後見制度等とは別のより地域に密着した意思決定支援に基づく枠組みとして充実、拡大していこうという議論だと理解をしています。

そういう意味でいいますと、そこが充実してしっかりとした利用者がたくさんいる中で、先ほど支援なき後見はないというお話もありましたけれども、必要に応じて成年後見制度を使うということであって、ベースになるのはやはりそういった地域における身近な意思決定支援に基づく福祉制度である。そのために社会福祉法のより一層の充実を期待することだと思っていますので、ぜひそういうことをお伝えいただきたいと思います。

○菊池委員長　貴重な御意見、ありがとうございます。

○新井委員長代理 その点について、私の意見は違いますが、ここでは控えさせていただきます。

○菊池委員長 ほかにはいかがでしょうか。

先ほど星野委員からもございましたが、在り方検討会議は幅広い検討事項があり、毎回権利擁護支援について議論しているわけではありませんので、次にまた権利擁護支援を扱う回にご報告するというのでは少し間が空くとは思うんです。せっかくここで複数の御意見をいただきましたので、その出し方というのをちょっと工夫して、まず次回の検討会議で資料としてお出しいただき、その後権利擁護支援の検討の機会にも出されるなど、その都度、検討会議の中で専門家会議ではこういう議論をしていますというのをお伝えいただいたほうがお互いの意思疎通にとってはいいのかなとも思うのですが、その辺りも含めて前向きに検討していただきたいと事務局にはお願いしたいと思います。

新井代理、どうぞ。

○新井委員長代理 そういうことで議論が進むということであれば、今の青木委員の発言に関連して、福祉的な対応をどうするかというのと同時に、法律的な対応もどうするかということを中心に議論していただきたいと思います。

つまり、任意代理なのか任意後見なのか、それとも全く別の新しい仕組みをつくるのでしょうか。その辺りをきちんとしないと、もしそれが任意代理だとするとそもそも任意代理を後見の分野で使えるということになってしまうわけですね。その辺りのことをきちんと厳格にやっていかないと、今、成年後見では使われていませんけれども、任意代理でもいいんだというような議論がずっと底流に流れていると思うのですが、その辺りとまた同じようなことになってしまうので、やはり新しい制度をつくるのであれば法律的にも明確にきちんとしていただきたいというのが私の希望です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかの皆さんからはございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。特になければ、まだ少し時間はあるのですが、閉じさせていただくことにはなるのですが、よろしいでしょうか。

住田委員お願いします。

○住田委員 重複していたら大変申し訳ないのですが、少しお伺いしたい点があります。

前回の専門家会議で、日常生活自立支援事業実施体制の強化策として、令和4年、令和5年の研究事業の報告や成果物の早期な公表を望みますと述べましたが、この事業の成果物について多分オンライン上で公表されていると思いますが、都道府県社協にはどのように周知し、実際運用されているのでしょうか。

私たちの県では日自の審査が大変厳しいですし、アセスメントも従前のもののままになっていて項目が多くて、通り一遍のもので現場でもやりにくいという声が上がっています。

また、共生社会の在り方検討会議における主な意見趣旨には、日常生活自立支援事業へ

の予算措置を含めた事業の抜本的改革が必要との意見がありますが、社会福祉協議会以外の担い手も含めた検討が必要ではないでしょうか。この事業の見直しについては、その後どのように考えておられますかということで、議論が重なっていたら申し訳ないのですけども、お答えできる範囲で教えていただけたらと思います。

○菊池委員長　ありがとうございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、御回答をお願いいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長　厚生労働省でございます。

まず社会福祉推進事業などの日常生活自立支援事業に関する調査研究の結果については、オンライン上で公表させていただいておりますが、それをどのように現場に還元していくのかというところにつきましては、まず全社協と厚労省とで検討いたしまして、全てが全てそのまま反映というわけでもないと思いますので、こういった形で取り組んでいくのかというのを検討した上で、かついきなり全国でやるというよりは試行的にやってみてというようなスケジュールで考えておりまして、今はその途中という状況でございます。

それから、そういった日常生活自立支援事業に対しての予算措置であったり、抜本的な事業の見直しということは我々も問題意識として持っておりますので、それも引き続き検討してまいりたいと思っております。

○菊池委員長　住田委員、いかがでしょうか、

○住田委員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

○菊池委員長　ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

ありがとうございます。1点だけ私から、星野委員の御疑問への回答になっているかどうかは分からないのですが、今日様々な御意見を皆様からいただきまして大変勉強させていただきました。

その中で、山下委員からは支援を受けることが前提での後見を基本として考えていくべきだという御趣旨のお話がありまして、西川委員からは行政・福祉の中で取り組んできたのが後見人に受け渡しておしまいという問題点の御指摘もあったかと思います。大塚委員からは、福祉の連携支援ネットワークと後見、権利擁護支援の地域連携ネットワークという複数の関係をどう考えるかという大きな課題をいただけたかと思っています。

それは全部重なっているように、関連しているように思えたのですがけれども、結局、これから検討会議のほうでも議論していくであろう社会福祉法上の包括的支援体制整備の在り方ですとか、重層的支援体制整備事業の在り方ですとか、そういった福祉の連携ネットワークの構築をどうするかという話と、それから権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、それら相互の連携をどう図っていくかという議論が大切なんだというお話だったように私には受け止められまして、そのための資料づくりも含めた、そして各会議、そして委員間の問題状況についての意識の共有を図った上での議論ですとか、そういったものを

課題としていただいたのかなと、私自身は思っています。

そのための枠組みづくりというか、仕組みづくりの議論ですけれども、現状そうした連携が十分図れていない面があるとすれば、そこに関わっている方々の意識の問題としてそうなっているという部分もひょっとしてあるのかもしれない。だとすれば、そうした意識を変えるためにも仕組みづくりの面で変えるべき部分は変えていく、大きな意味での連携をいかにつくっていくかという話なのかなと、私自身勉強させていただいた次第でございます。

そうじゃないよという御意見があったら、今この場で御指導いただけるとありがたいですけれども、間違っていないということでしたらそういうことでお許しいただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日も長時間にわたってありがとうございました。少しお時間は予定より早いのですが、この辺にさせていただきます。関係省庁等におかれましては本日の御意見も踏まえ、引き続き第二期基本計画に掲げられた施策の推進に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項などをお願いいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 事務局でございます。

次回、第18回会議についてでございますけれども、約2か月後となります12月13日金曜日2時半からの開催を予定してございます。次回につきましては、中間検証報告書の案について御議論をいただく予定となつてございまして、その詳細については追って私ども事務局から御案内を差し上げたいと思います。

最後に、本日の議事につきましては、従前同様、皆様方に御確認をいただいた上で議事録として公表いたしますので御了承願います。

○菊池委員長 それでは、本日は以上とさせていただきます。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。